

一般廃棄物処理基本計画 (生活排水編)

平成31年3月

名張市

はじめに

名張市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、平成20年3月に一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）を策定し、これまで、公共下水道整備や各種浄化槽の普及により循環型社会の構築と計画的な生活排水処理の推進を図ってきました。

一方、平成12年をピークとした人口の減少、少子高齢化による単独世帯や夫婦のみ世帯の増加等、市民の生活状況も変化していることもふまえ、名張市総合計画「新・理想郷プラン」を策定しています。

また、市内には、赤目四十八滝や香落溪をはじめとして名張川や宇陀川、青蓮寺川、小波田川、滝川などの中小河川や、青蓮寺ダム、比奈知ダム、名張地域を流下する築瀬水路や農業用ため池などが存在し、水と緑の美しい自然に恵まれ、市民の身近な水辺を形成しています。これらの水環境を保全していくことを含めた「第3次なばり快適環境プラン」も策定しています。

今回、人口減少による生活排水の発生量の減少、公共下水道事業の推進、「名張市・伊賀市地域循環型社会形成推進地域計画」による伊賀市青山地区のし尿及び汚泥処理の移管等の社会状況の変化、伊賀南部浄化センターの操業期限等を考慮し、「新・理想郷プラン」及び「第3次なばり快適環境プラン」の趣旨に基づき、生活排水処理率の向上を目指して本計画を策定し、その実現に取り組みます。

平成31年3月

目 次

第1章	市の概要	
1	位置及び地勢	1
2	人のうごき	2
3	将来構想	3
第2章	生活排水処理の基本方針	
1	生活排水処理に係る理念、目標	5
2	生活排水処理の基本方針	5
第3章	生活排水の現状と課題	
1	生活排水処理体系の現状	6
2	生活排水処理の状況	7
3	し尿及び浄化槽汚泥の発生状況	8
4	し尿処理施設の状況	9
5	公共下水道の状況	12
6	農業集落排水処理施設の状況	14
7	コミュニティプラントの状況	18
8	合併処理浄化槽の状況	19
9	生活排水の処理主体	21
10	生活排水処理の課題	22
第4章	生活排水処理基本計画	
1	生活排水処理計画	25
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	28
3	生活排水処理施設の整備計画の概要	32
4	その他	33

第1章 市の概要

1. 位置及び地勢

名張市（以下「本市」という。）は、図1.1.1のとおり三重県西部に位置し、北及び東は伊賀市、南及び西は奈良県に接しています。東西は10.55km、南北13.10km、面積129.77km²の広がりを持ち、森林面積が約54%を占めていますが、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水の恵みをもたらせています。特に、室生赤目国定公園の中心を成す赤目四十八滝をはじめとする溪谷の美しさは市民や訪れる観光客を魅了しています。

本市は、古くから伊勢参りの宿場町、さらに江戸時代には藤堂家の城下町として発達してきました。

明治から昭和にかけて近隣の村落と合併しながら、昭和29年3月に名張市が誕生しました。昭和38年以降には大規模な宅地開発がすすみ、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市政発足当時3万人だった人口も、昭和56年度には、人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人まで増加しましたが、現在は減少傾向にあります。平成15年2月に市町村合併の可否を問う住民投票を実施しましたが、合併反対が約7割と多数を占めたことにより、引き続き単独市としての道を歩むこととなりました。

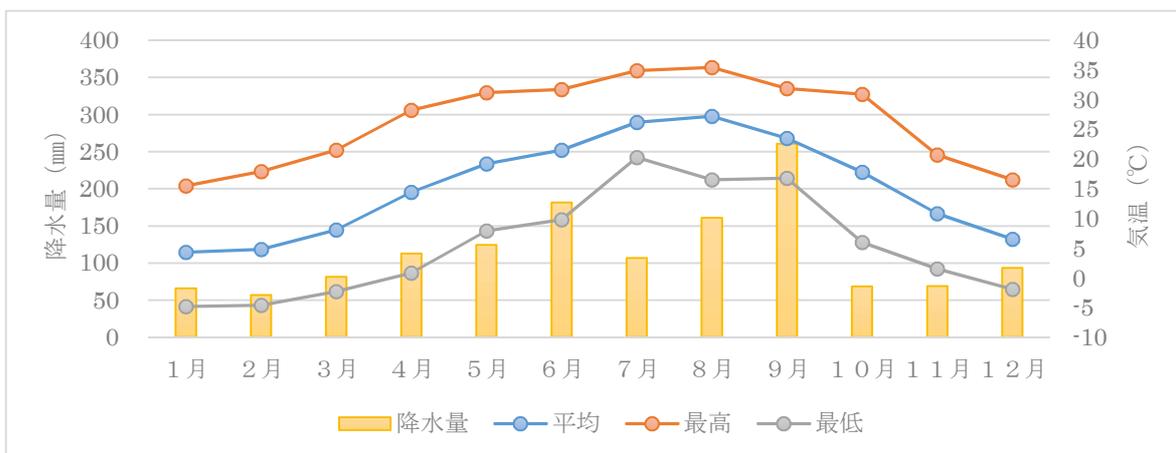
交通面では、基幹道路の国道165号と368号の2路線に主要地方道2路線、一般県道13路線によって幹線道路網を形成しています。また、鉄道では、近鉄大阪線が通勤、通学、観光等に大きな役割を果たしています。

気候は内陸型気候で、平成28年の気温・降水量は図1.1.2のとおりで、年間平均気温は15.4℃ですが、最高気温は35.4℃、最低気温は-4.8℃、平均湿度は83.1%と気温較差の大きいことが特徴となっています。平成28年の年間降水量1,383.0mmはほぼ全国平均並みとなっています。



図1.1.1 名張市の位置

図1.1.2 平成28年 気温・降水量

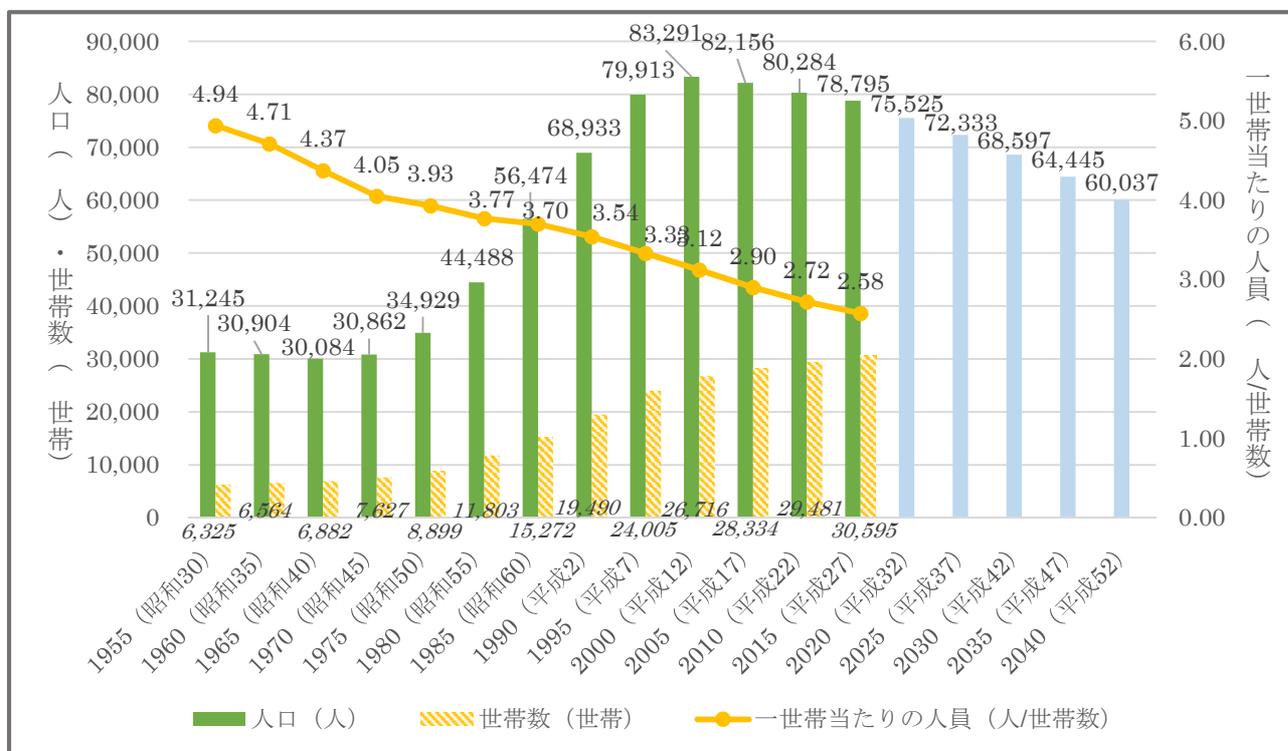


2. 人のうごき

図1.2.1のとおり、大規模な住宅開発に伴う転入者の増加により昭和40年代後半から急増した本市の人口も、平成12年をピークにゆるやかな減少傾向にあり、今後においてもこの傾向が続くものと見込まれます。

また、人口の増加とともに増え続けていた世帯数は、人口のピークを過ぎた今もなお増え続けており、1世帯あたりの人員が年々減少していることから、核家族化や一人暮らし世帯が増えているものと考えられます。

図1.2.1 名張市の人口等の推移と見通し



資料：名張市総合計画「新・理想郷プラン」より抜粋 2015（平成27）年までの実績値は、国勢調査（各年10月1日現在の値）、2020（平成32）年以降の人口総数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の値

3. 将来構想

名張市総合計画「新・理想郷プラン」（2016年～2025年）」における生活排水処理に係る事項について抜粋したものは以下のとおりです。

【基本目標2】美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち

第2節 環境負荷の少ない社会の創造

施策2 循環型社会（し尿処理に関する部分のみ抜粋）

1. 現状と課題

○伊賀南部浄化センターについては、施設の老朽化による機能低下に対し引き続き維持補修を行うとともに、施設の維持管理に努め、周辺環境への影響を抑制する必要があります。

2. 基本方針

○資源循環型社会を構築するため、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化や資源化を積極的に進めることにより、ごみゼロ社会を目指すとともに、環境に配慮した安全かつ適正な廃棄物の処理を推進します。

4. 主な取組内容

(4) 廃棄物等の適正な処理

○し尿・汚泥の処理については、環境に配慮しながら、伊賀南部浄化センターの適正な管理運営を行うとともに、浄化槽汚泥の資源化など、新たな利用方法について研究を進めます。

第5節 快適な生活環境づくり

施策5 下水道等

1. 現状と課題

○公共下水道については、これまで市の中央部の整備を進めており、今後、市北部地域の整備等に向け、全体計画の策定を行い、計画的に事業の推進を図る必要があります。

○公共下水道事業による名張地区既成市街地の面整備や住宅地污水处理施設の公共移管、また、農業集落排水事業等による村落部における污水处理施設の整備に伴い、維持管理に係る費用負担が今後増大することから、適正な受益者負担についての検討が求められます。

2. 基本方針

○健全で快適な生活環境の形成と河川の水質保全のため、名張市下水道整備マスタープランに基づき、公共下水道の新規の面整備や、住宅地污水处理施設の移管接続をはじめ、農業集落排水処理施設、市設置型戸別浄化槽を地域ごとに計画的に整備するとともに、各施設の適正な維持管理に取り組むほか、その他地域の個人設置型合併浄化槽の普及推

進に努めます。

3. 主な取組内容

(1) 公共下水道の整備

「名張市下水道整備マスタープラン」に基づき策定した公共下水道全体計画により、引き続き名張地区市街地及び富貴ヶ丘住宅地を含む中央処理区第2期事業区域の公共下水道の整備を進めます。

北部地域への区域拡大を含めた中央処理区の第3期事業、南部処理区の暫定単独処理区事業の事業取得に取り組みます。

区域拡大の進捗に伴う中央浄化センターの設備増設のほか、適正な維持管理に取り組みます。

公共下水道に接続した住宅地の管路施設の老朽化に対し、長寿命化対策を含めた計画的な改築事業に取り組むとともに、公共下水道の整備区域の水洗化を促進します。

(2) 農業集落排水処理施設等の整備

「名張市下水道整備マスタープラン」に基づき計画した農業集落排水施設11地区のうち、最後の整備地区として事業に着手している比奈知地区については、早期の完成を目指し引き続き事業を推進します。

市設置型戸別浄化槽整備については、平成26年度から事業着手した国津地区をはじめ他の計画地区においても、地域の合意形成を促進します。

(3) その他の生活排水処理

公共下水道や農業集落排水事業・戸別浄化槽事業の計画のない地域等については、個人設置型合併浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理が行われるよう、普及啓発活動に取り組みます。

第2章 生活排水処理の基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

本市は、生活排水を適正に処理することにより、身近な河川等の公共用水域の水質保全に取り組みます。また、市民や事業所等とともに、これまで以上に快適で豊かな水環境を創造することを目標とします。

2. 生活排水処理の基本方針

これまでの生活排水処理施設の整備によって、水環境の保全に一定の成果が得られています。生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営む上で不可欠であり、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。本市の生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

1) 下水道整備手法

(1) 公共下水道の整備について

- ・既成市街地及び住宅団地を公共下水道整備区域として、引き続き計画的な事業の推進を図ります。
- ・整備区域内における未接続家屋を対象に、水洗化促進の啓発等を行います。

(2) 農業集落排水処理施設の整備について

- ・農業振興地域等の農業集落排水施設は、11 処理区の計画処理区のうち、10 処理区はすでに供用開始し、残りの1 処理区についても、平成30年10月に供用開始となりました。これにより、全ての処理施設の整備が完了となりました。今後は、整備区域内におけるすべての家庭等が、早期に接続するよう啓発等を行います。

(3) 浄化槽の整備について

- ・浄化槽整備事業を推進します。
- ・個人設置型合併浄化槽については、新設や単独処理浄化槽からの転換に対して補助金の交付を行い、生活雑排水が処理できる合併浄化槽整備の促進を図ります。

(4) し尿の自家処理について

- ・下水道整備事業の推進により、し尿の自家処理は減少しています。今後も引き続き、し尿の衛生処理率が向上するよう市民に啓発を行います。

2) し尿、浄化槽汚泥、公共下水道汚泥の処理について

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理について

- ・し尿及び浄化槽汚泥は、環境に配慮しながら資源化手法も含め、適正に処理します。

(2) 公共下水道汚泥の再利用について

- ・終末処理施設から発生する汚泥は、循環型社会の形成に向けて寄与するために資源化を図り、再生利用に努めます。

第3章 生活排水の現状と課題

1. 生活排水処理体系の現状

現状の生活排水処理体系は図 3.1.1 に示すとおりです。

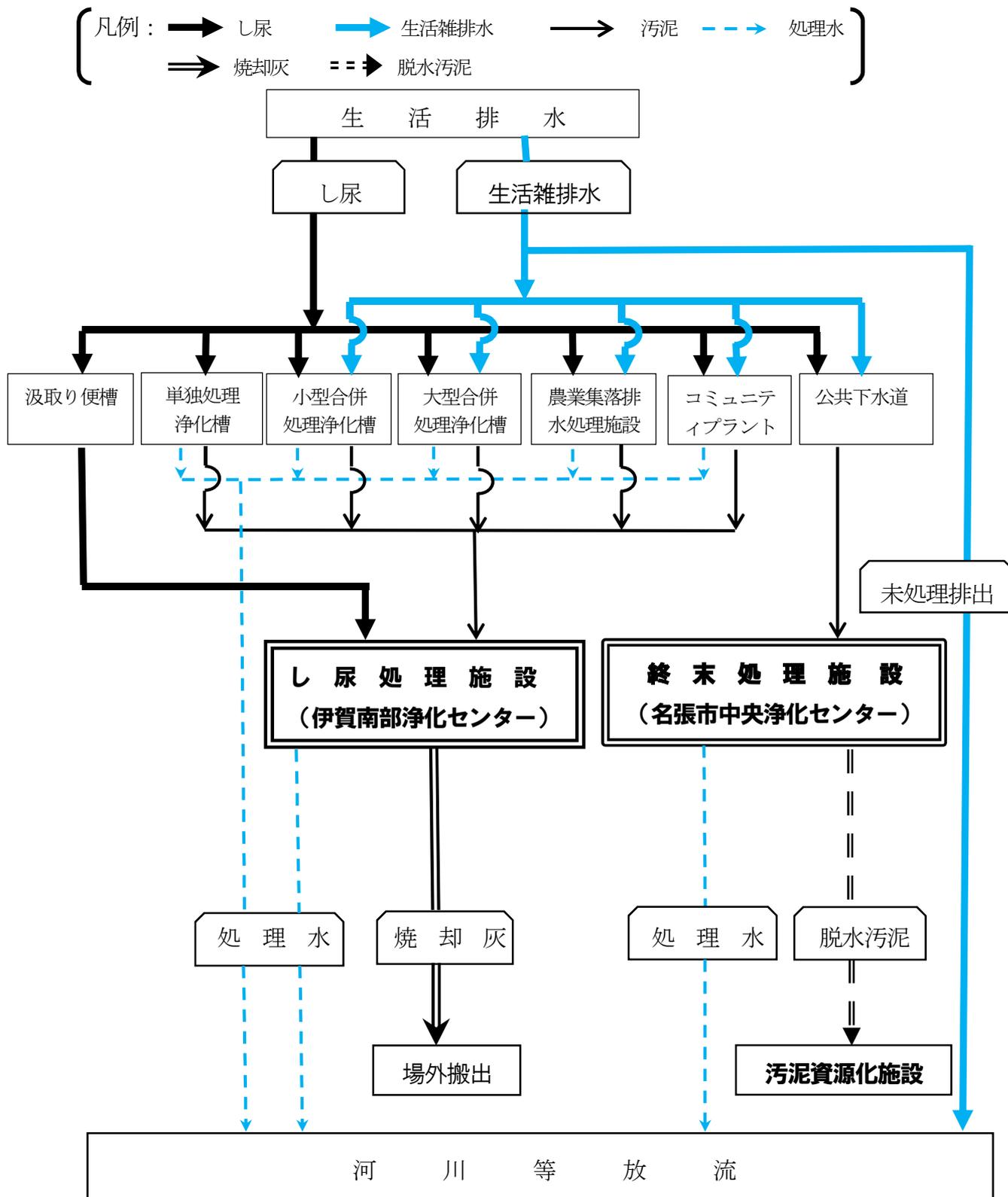


図 3.1.1 生活排水処理体系 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

2. 生活排水処理の状況

本市の生活排水の処理人口は、表3.2.1に示すとおり、計画処理区域内人口（行政区域内人口）が平成24年度から平成28年度までに2,135人（2.6%）減少しています。この状況の中で、水洗化・生活排水処理人口は1,046人（1.4%）の減少に対し、水洗化・生活雑排水未処理人口と非水洗化人口を合計すると1,089人（21.6%）の減少となり、下水道整備が進捗していることがうかがえます。

表3.2.1 生活排水処理形態別人口 (単位：人)

		年度				
		平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口※	81,652	81,172	80,667	80,144	79,517
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	76,602	76,323	76,067	75,768	75,556
	コミュニティプラント人口	37	31	29	26	25
	大型合併処理浄化槽人口	48,727	42,713	42,074	40,599	40,323
	小型合併処理浄化槽人口	5,815	5,817	5,838	5,836	5,802
	下水道人口	14,366	20,273	20,739	22,031	22,213
	農業集落排水処理施設人口	7,657	7,489	7,387	7,276	7,193
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,620	1,589	1,405	1,209	879
	4. 非水洗化人口 (し尿収集・自家処理人口)	3,430	3,260	3,195	3,167	3,082
	5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※計画処理区域内人口は年度末住民基本台帳人口を利用

表3.2.2 生活排水処理率 (単位：%)

	年度				
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
生活排水処理率	93.8	94.0	94.3	94.5	95.0
水洗化率	95.8	96.0	96.0	96.0	96.1

注) 生活排水処理率 (%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 / 計画処理区域内人口 × 100

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{(\text{水洗化・生活雑排水処理人口} + \text{水洗化・生活雑排水未処理人口})}{\text{計画処理区域内人口}} \times 100$$

3. し尿及び浄化槽汚泥の発生状況

過去5年間（平成24年度～平成28年度）の年間発生状況は、表3.3.1のとおりです。年度別の総発生量は減少傾向ですが、26年度については、大型合併浄化槽汚泥の増加により増加となりました。これは、公共下水道への移行に伴う大型合併浄化槽の最終清掃のため一時的に増加したことによるものです。各形態別での状況については、し尿は減少し、個別設置浄化槽は微増となっています。

表 3.3.1 し尿及び浄化槽汚泥の年間発生状況

年度	総発生量 kℓ/年	し尿 発生量 kℓ/年	浄化槽汚泥					年間 日平均 発生量 kℓ/日	変動係数
			個別 kℓ/年	大型合併 kℓ/年	農業集落 kℓ/年	小計 kℓ/年	混入率 %		
平成24	35,497	3,814	7,431	20,147	4,105	31,683	89.3	97.3	0.90~1.20
平成25	34,254	3,526	7,198	19,270	4,260	30,728	89.7	93.8	0.89~1.18
平成26	35,908	3,267	7,450	20,949	4,243	32,641	90.9	98.4	0.89~1.17
平成27	32,939	3,163	7,620	17,902	4,254	29,776	90.4	90.0	0.87~1.10
平成28	34,077	2,930	8,518	18,364	4,265	31,147	91.4	93.4	0.89~1.21

※混入率：総発生量に占める浄化槽汚泥の混入割合

※変動係数：年間平均発生量に対する月間平均発生量の割合 1.00が平均値

※年間日平均発生量：平成27年度は366日で算出

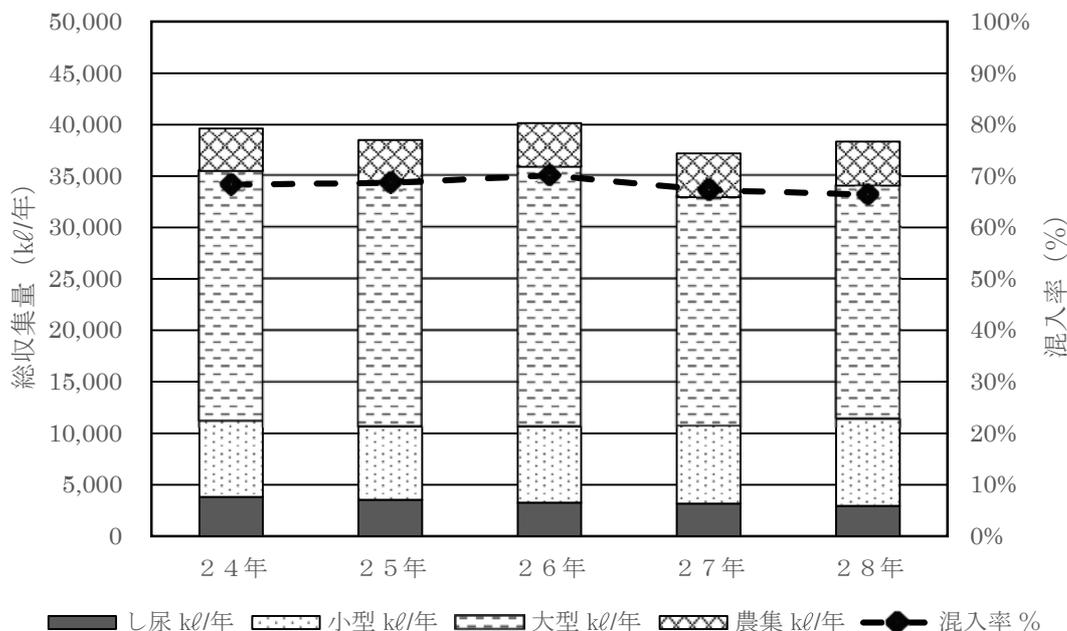


図 3.3.1 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移 (名張市分)

4. し尿処理施設の状況

1) し尿処理施設の概要

伊賀南部環境衛生組合が所管するし尿処理施設の概要は表 3.4.1 のとおりです。

表 3.4.1 し尿処理施設の概要（平成 30 年 4 月 1 日現在）

施設名称	伊賀南部浄化センター		
施設所管	伊賀南部環境衛生組合 構成市：名張市、伊賀市（青山支所管内）		
所在地	名張市薦生 1810 番地		
計画処理能力	123 kℓ／日		
処理方式	主処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過＋活性炭吸着 汚泥処理：濃縮→脱水→乾燥→焼却 脱臭処理：高濃度臭気；焼却脱臭 中低濃度臭気；薬液洗浄（酸＋アルカリ次亜）＋活性炭吸着		
希釈水の種類	河川の表流水（凝集沈殿＋ろ過処理後使用、冬期は加温）		
放流先	小波田川（名張川支流）		
し渣処分方法	乾燥汚泥と混合焼却		
汚泥処分方法	焼却後、灰は場外搬出		
放流水質		基準値	計画値
	水素イオン濃度指数 pH	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	20 以下	10 以下
	浮遊物質 SS (mg/ℓ)	70 以下	5 以下
	化学的酸素要求量 COD (mg/ℓ)	—	10 以下
	全窒素 T-N (mg/ℓ)	最大値 120 以下 日間平均値 60 以下	5 以下
	全リン T-P (mg/ℓ)	最大値 16 以下 日間平均値 8 以下	1 以下
	色度 (度)	—	30 以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	1,000 以下
竣工年度	昭和 60 年 2 月（平成 14 年 2 月増設、平成 19 年 2 月増設）		
面積	敷地面積：28,517.35 m ² 延べ床面積：2,601.50 m ²		

2) し尿処理施設の搬入状況

伊賀南部浄化センターの過去5年間（平成24年～28年度）の年間搬入状況は、下記のとおりです。

年度別搬入量は、平成21年度以降減少傾向で推移し、伊賀南部浄化センターの計画処理能力123kℓ/日に対する搬入率も減少しています。

平成28年度の総搬入量は40,970kℓ、日量は平均で112.2kℓです。総搬入量に占める浄化槽汚泥の混入率は微増で推移し、平成28年度では90.8%となっています。

なお、名張市からの搬入量については表3.3.1のとおりです。

表3.4.2 し尿及び浄化槽汚泥の年間搬入量状況

年度	搬入量							年間日平均		変動係数
	総搬入量 kℓ/年	し尿 搬入量 kℓ/年	浄化槽汚泥					搬入量 kℓ/日	搬入率 %	
			小型合併 kℓ/年	大型合併 kℓ/年	農業集落 kℓ/年	小計 kℓ/年	混入率 %			
平成24	42,298	4,813	9,963	23,417	4,105	37,485	88.6	115.9	94.2	0.92~1.17
平成25	41,212	4,467	9,816	22,670	4,260	36,746	89.2	112.9	91.8	0.90~1.14
平成26	42,920	4,145	10,223	24,309	4,243	38,775	90.3	117.6	95.6	0.89~1.12
平成27	39,822	4,013	10,253	21,302	4,254	35,809	89.9	108.8	88.5	0.89~1.13
平成28	40,970	3,778	11,303	21,624	4,265	37,192	90.8	112.2	91.0	0.90~1.18

※混入率：総搬入量に占める浄化槽汚泥の混入割合

※変動係数：年間平均搬入量に対する月間平均搬入量の割合 1.00が平均値

※年間日平均搬入量：平成27年度は366日で算出

※搬入率：処理能力（123kℓ/日）に対する搬入量の割合

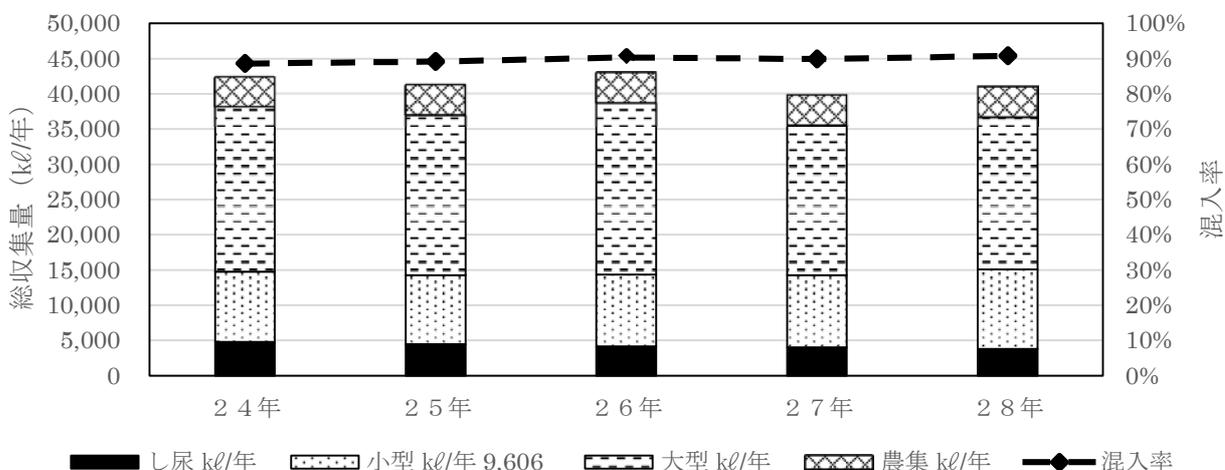


図3.4.1 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移（組合計）

3) し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、表 3.4.3 の業者が行っています。

表 3.4.3 収集運搬許可業者

業 者 名	所 在 地
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176 番地 36

5. 公共下水道の状況

本市の公共下水道は、平成18年3月に一部供用開始し、順次整備を進めています。公共下水道計画の概要及び公共下水道整備状況等は表3.5.1～3.5.4のとおりです。

表3.5.1 公共下水道の整備状況

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
行政区域内人口 (人)	81,652	81,172	80,667	80,144	79,517
処理区域面積 (ha)	411	544	560	596	617
処理区域内人口 (人)	14,963	21,157	21,395	22,828	23,200
公共下水道水洗化人口 (人)	14,366	20,273	20,739	22,031	22,213
公共下水道普及率 (%)	18.3	26.1	26.5	28.5	29.2
公共下水道水洗化率 (%)	17.6	25.0	25.7	27.5	27.9
区域内接続率 (%)	96.0	95.8	96.9	96.5	95.7

※行政区域内人口：年度末住民基本台帳人口

処理区域内人口：公共下水道整備区域内人口

公共下水道水洗化人口：公共下水道接続人口

公共下水道普及率＝処理区域内人口/行政区域内人口×100

公共下水道水洗化率＝公共下水道水洗化人口/行政区域内人口×100

区域内接続率＝公共下水道水洗化人口/処理区域内人口×100

表3.5.2 公共下水道計画の概要（平成30年4月1日現在）

	全体計画（中央処理区）	第2期事業認可
目標年次	2025年	2020年 (当初計画より7年間の延伸)
下水排除方式	分 流 式	
計画区域面積 (ha)	1,286	805
計画人口 (人)	44,340	28,060
計画汚水量 (m ³ /日)	25,000	15,100
当初事業取得年月日	平成11年2月10日	
一部供用開始年月日	平成18年3月31日	
変更事業取得年月日	平成29年10月10日	

表 3.5.3 終末処理施設の概要（平成30年4月1日現在）

		全体計画（中央処理区）	第2期事業認可
施設名称		名張市中央浄化センター	
所在地		名張市蔵持町里 2835 番地 5	
敷地面積		2.6ha	
処理方式	活性汚泥法	ステップ流入式三段硝化脱窒素法 (凝集剤添加) + 急速濾過法	
	汚泥処理	濃縮 → 貯留 → 脱水 → 場外搬出	
放 流 先		一級河川 シャックリ川	
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	21,100	12,600
	日最大(m ³ /日)	25,000	15,100
	時間最大(m ³ /時)	38,100	22,600
計画流入水質	BOD (mg/ℓ)	160	
	SS (mg/ℓ)	130	
計画放流水質	BOD (mg/ℓ)	15	
	SS (mg/ℓ)	—	

表 3.5.4 終末処理施設の処理実績

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
計画処理人口 (人)	26,010	26,010	25,480	25,480	25,480
汚水処理能力 (m ³ /日)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
汚泥処理能力 (m ³ /日)	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250
流入汚水量 (m ³ /日)	5,365	5,668	6,481	6,490	6,728
発生汚泥量 (m ³ /日)	141	154	217	216	214
濃縮汚泥量 (m ³ /日)	35.6	35.3	53.8	54.4	60.2

6. 農業集落排水処理施設の状況

農村集落における生活排水は、農業集落排水処理施設により処理を行います。農業集落排水処理施設は11処理区のうち平成30年10月に残り1処理区が供用開始となり、全処理区で稼働しています。農業集落排水処理施設の整備状況等は表3.6.1～3.6.2のとおりです。

表3.6.1 農業集落排水処理施設の整備状況

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
処理区域面積 (ha)	499	499	499	499	499
区域内人口 (人)	9,606	9,393	9,213	9,061	8,932
処理人口 (人)	7,657	7,489	7,387	7,276	7,193
処理率 (%)	79.7	79.7	80.2	80.3	80.5

※区域内人口：公共柵設置人口、計画区域面積：当初計画策定時点での区域面積

表3.6.2 農業集落排水処理施設の概要

施設名称		赤目南部農業集落排水処理施設	黒田農業集落排水処理施設
所在地		名張市赤目町丈六480番地	名張市黒田2668番地
計画区域面積 (ha)		50	28
計画人口 (人)		1,930	1,520
敷地面積 (m ²)		1,881	1,234
稼働開始日		平成24年4月1日	平成7年7月1日
処理方式	污水処理	連続流入間欠ばっ気方式	回分式活性汚泥方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先		農業排水路→宇陀川	農業排水路→名張川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	522.0	411
	日最大(m ³ /日)	579.0	456.0
	時間最大(m ³ /時)	62.8	49.4
流入水質	BOD (mg/l)	200	200
	SS (mg/l)	200	200
放流水質	BOD (mg/l)	15	10
	SS (mg/l)	15	15

※赤目南部農業集落排水処理施設の稼働は平成3年ですが、計画の見直し等を行い平成24年に変更。

第3章 生活排水の現状と課題

施設名称		滝之原農業集落排水処理施設	田原農業集落排水処理施設
所在地		名張市滝之原 4635 番地 18	名張市西田原 2600 番地 1
計画区域面積 (ha)		32	35
計画人口 (人)		760	840
敷地面積 (㎡)		1,115	1,683
稼働開始日		平成8年10月1日	平成9年4月1日
処理方式	汚水処理	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先		農業排水路→小波田川	農業排水路→小波田川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	206	227
	日最大(m ³ /日)	228.0	252.0
	時間最大(m ³ /時)	24.7	27.3
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200	200
	SS (mg/ℓ)	200	200
放流水質	BOD (mg/ℓ)	10	10
	SS (mg/ℓ)	15	15

施設名称		美旗東部農業集落排水水処理施設	薦原農業集落排水処理施設
所在地		名張市下小波田 2249 番地	名張市薦生 672 番地 3
計画区域面積 (ha)		53	25
計画人口 (人)		2,500	820
敷地面積 (㎡)		1,352	1,300
稼働開始日		平成11年4月1日	平成12年4月1日
処理方式	汚水処理	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先		農業排水路→小波田川	農業排水路→名張川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	675	222
	日最大(m ³ /日)	750.0	246.0
	時間最大(m ³ /時)	81.3	26.7
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200	200
	SS (mg/ℓ)	200	200
放流水質	BOD (mg/ℓ)	10	10
	SS (mg/ℓ)	15	15

第3章 生活排水の現状と課題

施設名称	川西農業集落排水処理施設		赤目東部農業集落排水処理施設
所在地	名張市夏秋 730 番地 2		名張市赤目町相楽 833 番地
計画区域面積 (ha)	38		64
計画人口 (人)	760		2,580
敷地面積 (㎡)	1,008		2,291
稼働開始日	平成 13 年 4 月 1 日		平成 16 年 4 月 1 日
処理方式	汚水処理	連続流入間欠曝気方式	連続流入間欠曝気方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先	農業排水路→名張川		農業排水路→釜石川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	206	697.0
	日最大(m ³ /日)	228.0	774.0
	時間最大(m ³ /時)	24.7	83.9
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200	200
	SS (mg/ℓ)	200	200
放流水質	BOD (mg/ℓ)	10	10
	SS (mg/ℓ)	15	15

施設名称	赤目北部農業集落排水処理施設		錦生西部農業集落排水処理施設
所在地	名張市箕曲中村 1661 番地		名張市安部田 4520 番地 3
計画区域面積 (ha)	120		54
計画人口 (人)	2,190		1,890
敷地面積 (㎡)	2,649		2,122
稼働開始日	平成 19 年 4 月 1 日		平成 20 年 4 月 1 日
処理方式	汚水処理	連続流入間欠曝気方式	連続流入間欠曝気方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先	農業排水路→釜石川		農業排水路→滝川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	592.0	511.0
	日最大(m ³ /日)	657	567
	時間最大(m ³ /時)	71.2	61.5
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200	200
	SS (mg/ℓ)	200	200
放流水質	BOD (mg/ℓ)	10	10
	SS (mg/ℓ)	10	10

施設名称		比奈知農業集落排水処理施設
所在地		名張市下比奈知 406 番地 2 外
計画区域面積 (ha)		49
計画人口 (人)		1,320
敷地面積 (㎡)		2,590
稼働開始日		平成 30 年 10 月 1 日
処理方式	汚水処理	連続流入間欠曝気方式
	汚泥処理	凝集→脱水→乾燥→焼却
放流先		農業排水路→名張川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	357
	日最大(m ³ /日)	369
	時間最大(m ³ /時)	42.9
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200
	SS (mg/ℓ)	200
放流水質	BOD (mg/ℓ)	10
	SS (mg/ℓ)	15

7. コミュニティプラントの状況

コミュニティプラントは、一般廃棄物処理計画に従って設置され、管渠によって集められたし尿及び生活雑排水を合わせて処理する施設です。

本市のコミュニティプラントは、百々地区で稼働しています。コミュニティプラントの整備状況等は表3.7.1～3.7.2のとおりです。

表3.7.1 コミュニティプラントの整備状況

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
処理区域面積 (ha)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
区域内人口 (人)	37	31	29	26	25
処理人口 (人)	37	31	29	26	25
処理率 (%)	100	100	100	100	100

表3.7.2 コミュニティプラントの概要 (平成30年4月1日現在)

施設名称		名張市百々生活排水処理施設
所在地		名張市神屋 1249 番地 1
計画区域面積 (ha)		1.4
計画人口 (人)		108
敷地面積 (m ²)		203
稼働開始日		平成8年4月1日
処理方式	汚水処理	接触曝気処理方式
	汚泥処理	重力濃縮処理方式
放流先		折戸川
計画汚水量	日平均(m ³ /日)	25.2
	日最大(m ³ /日)	36.0
	時間最大(m ³ /時)	2.7
流入水質	BOD (mg/ℓ)	200
	SS (mg/ℓ)	250
放流水質	BOD (mg/ℓ)	20
	SS (mg/ℓ)	40

8. 合併処理浄化槽の状況

1) 大型合併処理浄化槽

大型合併処理浄化槽は、大規模に開発された住宅団地に設置された合併処理浄化槽で、民間管理と市管理のものがあり、平成29年度末で15施設が稼働しています。大型合併処理浄化槽の設置状況は表3.8.1～3.8.2のとおりですが、公共下水道に順次接続する予定です。

表3.8.1 大型合併処理浄化槽（民間管理）の設置状況（平成30年4月1日現在）（水質単位：mg/l）

	施設名	所在地	処理対象区域	処理能力		汚泥処理施設	放流水質の計画値		
				人	m ³ /日		BOD	SS	NH ₄ -N
1	中村コミュニティプラント	美旗中村 4338	桔梗が丘4番町、桔梗が丘6～8番町の一部、美旗町南西原、美旗町池の台、美旗中村	13,000	3,900	濃縮	10	15	5
2	富貴ヶ丘第2期污水处理場	富貴ヶ丘 4-2724-112	富貴ヶ丘4番町の大部分	1,400	420	濃縮	20	15	-
3	すずらん台污水处理場	すずらん台西 1-323-1	すずらん台	12,758	3,827	濃縮	10	15	5
4	梅が丘団地污水处理場	梅が丘北 5-271	梅が丘	14,893	4,120	濃縮	10	15	5
5	すみれが丘污水处理場	赤目町すみれが丘 154	赤目町すみれが丘	775	235	濃縮	10	15	5
6	赤目ハイツ污水处理場	赤目町新川 284-22	赤目町新川	1,664	500	濃縮	10	15	5
7	ニシザワ名張美旗駅前団地污水处理場	美旗町中 1-15-61	美旗町中1番の大部分	1,400	420	濃縮	10	15	5
8	美旗が丘污水处理場	美旗町中 3-74	美旗町中2,3番	3,350	1,005	濃縮	10	15	5
9	うぐいす台污水处理場	東田原 869	東田原 625, 845, 1135	1,600	480	濃縮	10	15	-
10	富貴ヶ丘第3期污水处理場	富貴ヶ丘 5-323	富貴ヶ丘5,6番町	3,045	1,100	濃縮	10	15	5
11	藤が丘団地污水处理場	美旗町藤が丘 280	美旗町藤が丘	1,370	480	濃縮	10	15	5

※富貴ヶ丘第2期污水处理区域は、平成31年4月1日公共移管予定

表3.8.2 大型合併処理浄化槽（市管理）の設置状況（平成30年4月1日現在）（水質単位：mg/l）

	施設名	所在地	処理対象区域	処理能力		汚泥処理施設	放流水質の計画値		
				人	m ³ /日		BOD	SS	NH ₄ -N
1	春日丘住宅団地污水处理施設	春日丘 1-183	春日丘	9,400	2,000	濃縮	10	10	5
2	つつじが丘住宅団地污水处理施設	つつじが丘北 9-277	つつじが丘	24,000	7,200	濃縮	7	15	5
3	南百合が丘住宅団地污水处理施設	南百合が丘 245	南百合が丘	1,320	277	濃縮	10	15	5
4	百合が丘住宅団地污水处理施設	西 3-18	百合が丘	17,517	5,255	濃縮	10	15	5

2) 小型合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水処理施設等の整備区域外、あるいは公共下水道整備対象区域にあっても当面整備が望めない地域における生活排水処理設備として個別住宅・分散集落・事業所などに有効な小型合併処理浄化槽の設置を推進しています。

推進の方法として平成2年4月1日から「浄化槽設置整備事業」により、設置に対する補助制度を行っています。

補助対象の小型合併処理浄化槽は、対象処理人員50人以下の合併処理浄化槽とし、対象地域は、下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、住宅地の中の汚水処理場の利用が計画されている区域、農業集落排水事業の事業採択された処理区域、浄化槽市町村整備推進事業の事業採択された処理区域を除く市内全域です。

公共下水道等の集合処理が適さない地域であって、生活排水処理の適正化が緊急性を要する地域に対しては、市が設置主体となり、特定の地域を単位として個別の合併処理浄化槽を整備し適正処理を促進する「浄化槽市町村整備推進事業」を実施しています。

本市における小型合併処理浄化槽設置に対する補助限度額は表3.8.3のとおりです。

小型合併処理浄化槽の設置基数及び補助事業として設置した基数は表3.8.4のとおりです。

表3.8.3 補助金額（平成30年4月1日現在）

区 分	補 助 限 度 額
5～10人槽	150,000円
11～50人槽	高度処理型合併浄化槽を設置する場合に限る。 150,000円

表3.8.4 小型合併処理浄化槽の設置状況

(単位：基)

年度 人槽	平成24		平成25		平成26		平成27		平成28	
	設置数	うち補助対象								
5	15	10	8	6	10	5	8	6	19	11
6～7	7	6	11	7	13	5	15	5	7	3
8～10	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0
11～15	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
16以上	2	0	0	0	5	0	2	0	8	0
計	26	16	21	15	28	10	28	11	34	14

9. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 3.9.1 のとおりです。

表 3.9.1 生活排水処理主体（平成 30 年 4 月 1 日現在）

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	名張市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	名張市
コミュニティプラント	し尿及び生活雑排水	名張市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市民（個人）、名張市、民間業者
単独処理浄化槽	し尿	市民（個人）等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥 農業集落排水処理施設汚泥 コミュニティプラント汚泥	伊賀南部環境衛生組合

10. 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の状況から、現状及び今後の生活排水処理にかかる課題を抽出すると次のとおりです。

1) 生活雑排水の未処理放流について

本市の生活排水処理率は95.0%（平成28年度現在）に達しています。しかし、残る5.0%の生活雑排水は、未処理で公共用水域に排出されている状況であり、水質汚濁の一因となっています。

2) 生活雑排水処理施設の整備について

本市の生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽により行われています。

公共下水道は一部供用開始し、住宅団地における既存の大型合併処理浄化槽の接続を含め、順次整備を進めています。しかし、現状では、住宅団地における既存の大型合併処理浄化槽を公共下水道に接続するには相当な期間を要するため、既存の大型合併処理浄化槽の適切な維持管理を行う必要があります。公共下水道に接続するまでの間、公共による管理が求められている中、平成30年4月1日現在において4施設での公共管理が行われています。

農業集落排水処理施設は11処理区のうち平成30年10月に残り1処理区が供用開始となり、全処理区で稼働しています。

本市では、公共下水道等の集合処理の補完を小型合併処理浄化槽で行っていますが、小型合併処理浄化槽は、人口が密集していない地域の個別家屋等の生活雑排水処理に対して非常に有効です。そのため、浄化槽市町村整備推進事業の計画的な整備や、浄化槽設置整備事業による普及を進めています。

3) 単独処理浄化槽の転換について

単独処理浄化槽はし尿を処理するもので、生活雑排水は処理できません。

平成13年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽のみが浄化槽として取り扱われるようになったため、本市は補助金等で合併処理浄化槽への転換を推進していますが、さらなる合併浄化槽や公共下水道への転換が課題となっています。

4) 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水は、家庭や事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される汚水であり、前述のとおり、未処理での排出は公共用水域の水質悪化の一因となっています。また、公

共下水道や合併処理浄化槽等で処理する場合であっても、処理システムへの過剰な負荷は処理水の水質悪化を招き、さらには公共用水域の汚濁へとつながります。したがって、排出源での汚濁負荷排出量削減は、処理システムへの負荷を軽減し、適正処理が継続できることから、水環境の保全に寄与します。

排出源での汚濁負荷排出量削減とは、たとえば台所での調理くずや食品残渣の回収、食器等の汚れをふき取ってから水洗することなどがあげられます。

5) 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20 mg/ℓ以下で、下水道終末処理施設の二次処理水とほぼ同等の水質です。また、設備費用が安価で、設置に要する期間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。

しかし、清掃、点検等の維持管理が適正に行われないと、その性能を発揮することはできません。浄化槽の維持管理は、設置者及び使用者の責任において、その多くが民間事業者で行われているため、適正な維持管理方法について周知していく必要があります。

6) 循環型社会形成への貢献について

従来の生活排水処理は、衛生処理の普及を主目的に実施されてきましたが、さらに、現在では、循環型社会の形成に寄与することが求められています。

その一つの手法として、生活排水処理施設で発生する汚泥は、有機質を多く含むため、堆肥化等の資源化により有効利用することなどが挙げられます。

7) 伊賀南部浄化センター

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている伊賀南部浄化センターは、施設供用開始から約30年が経過し、老朽化が進んでいることに併せ、発生量が大きく減少することが予測されるため、効率的な運営が必要となってきました。

また、操業期限が2020年度末までとなっており、それ以降については下水道広域化推進総合事業等で整備する施設で受け入れたものを公共下水道終末処理施設等で適正に処理を行うこととします。

処理汚泥については、適切に処理再生することができる民間事業者等の汚泥資源化施設を利用するものとします。

第4章 生活排水処理基本計画

【 計画の位置づけ 】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定することとなっており、さらに同法施行規則第1条の3に基づき一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める一般廃棄物処理基本計画及び各年度の実施計画を策定することとなっています。この基本計画と他の法令や計画との相関関係を図4.1.1に示します。

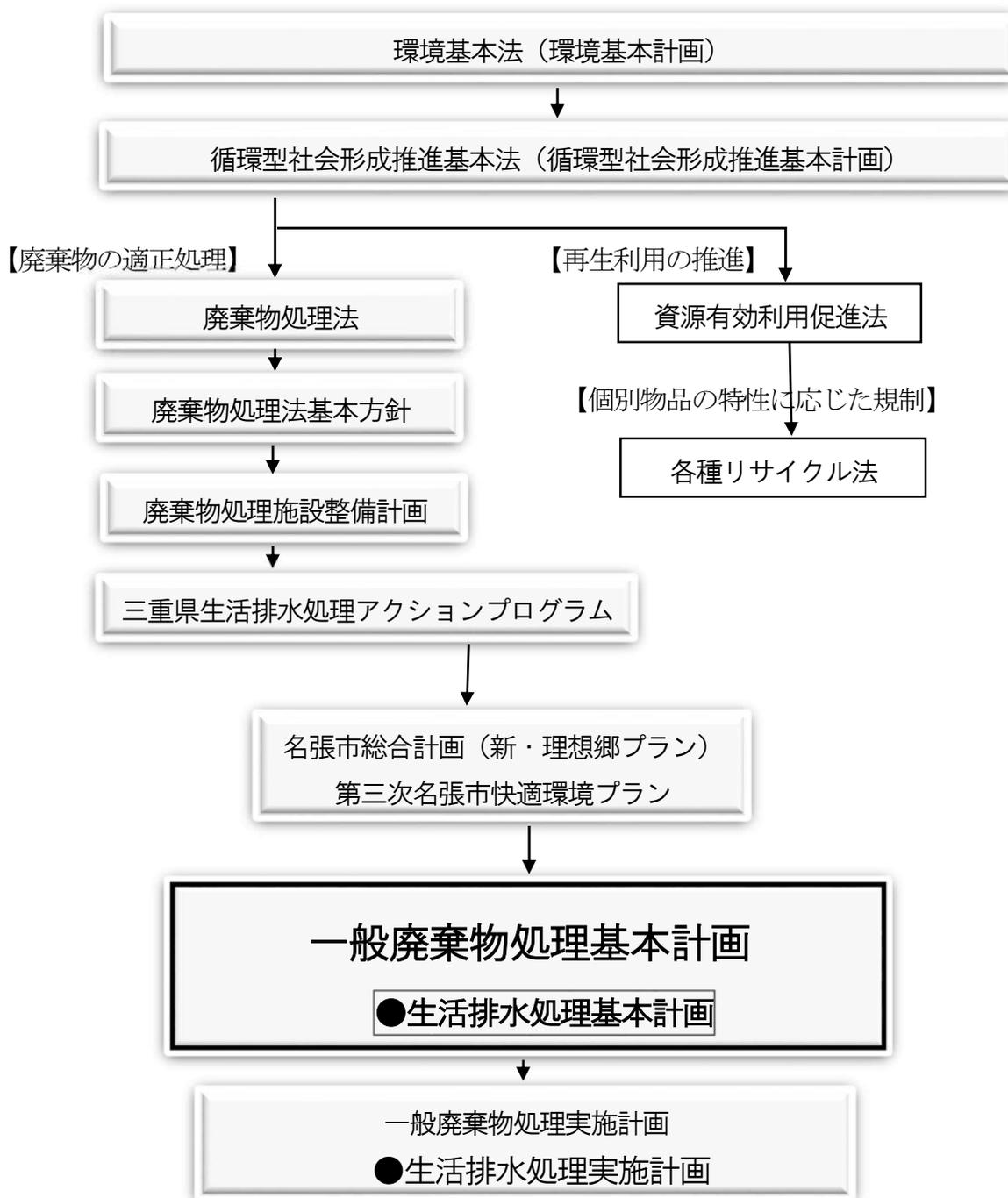


図4.1.1 一般廃棄物処理計画（生活排水処理）と他の計画との関係

【 計画の期間 】

本計画は、平成28年度（2016年度）を基礎とし、**2027年度までを計画期間**とします。なお、社会情勢等必要により適宜見直しを行うものとします。

1. 生活排水処理計画

1) 生活排水の処理目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、すべての生活排水を施設において処理することを目的として、市内各地域の実情に対応した処理施設の整備を推進していくものとします。

現在及び目標年度（2027年度）における生活排水処理形態別人口の内訳は表4.1.1～4.1.3に示すとおりです。なお、中間年度を2023年度に設定しています。

表4.1.1 生活排水の処理の目標

	平成28年度 (2016年度)	中間年度 (2023年度)	目標年度 (2027年度)
生活排水処理率	95.0 %	97.0 %	97.1 %

$$\text{※生活排水処理率} = \frac{\text{生活排水処理人口（水洗化・生活雑排水処理人口）}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

表4.1.2 人口の内訳

	平成28年度 (2016年度)	中間年度 (2023年度)	目標年度 (2027年度)
1. 行政区域内人口	79,517 人	73,610 人	70,839 人
2. 計画処理区域内人口	79,517 人	73,610 人	70,839 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	75,556 人	71,404 人	68,761 人

表4.1.3 生活排水の処理形態別内訳

	平成28年度 (2016年度)	中間年度 (2023年度)	目標年度 (2027年度)
1. 計画処理区域内人口	79,517 人	73,610 人	70,839 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	75,556 人	71,404 人	68,761 人
コミュニティプラント人口	25 人	23 人	22 人
大型合併処理浄化槽人口	40,323 人	23,367 人	16,881 人
小型合併処理浄化槽人口	5,802 人	1,125 人	1,062 人
下水道人口	22,213 人	38,869 人	43,278 人
農業集落排水処理施設人口	7,193 人	8,020 人	7,518 人
3. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	879 人	728 人	687 人
4. 非水洗化人口	3,082 人	1,477 人	1,391 人
5. 計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人

2) 生活排水を処理する人口等

本市では、生活排水処理施設としての公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、及び合併処理浄化槽を整備する地域について、地域の特性、周辺の環境、土地利用の状況、水源地の確保と保全、地域の今後の要望等を考慮して、生活排水を処理する人口を次のとおり設定します。

(1) 公共下水道

既成市街地の生活排水は、公共下水道により処理を行います。

本市の公共下水道は、一部供用を開始し、順次整備を進めています。

目標年度の 2027 年度において、公共下水道処理人口は 43,278 人で、公共下水道処理率（計画処理区域内人口に対する公共下水道処理人口の割合）が 61.1%となります。

なお、中間年度の 2023 年度で公共下水道処理人口は 38,869 人で、公共下水道処理率が 52.8%となります。

(2) 農業集落排水処理施設

本市の農業集落排水処理施設は、11 処理区のうち平成 30 年 10 月に残り 1 処理区が供用開始となり、全処理区で稼働しています。

目標年度の 2027 年度において、農業集落排水処理施設人口は 7,518 人で、農業集落排水処理施設普及率は 10.6%となります。

なお、中間年度の 2023 年度で農業集落排水処理施設人口は 8,020 人で、農業集落排水処理施設普及率は 10.9%となります。

(3) コミュニティプラント

本市のコミュニティプラントは、現在 1 地区で稼働していますが、今後の整備計画はありません。

目標年度の 2027 年度において、コミュニティプラント人口は 22 人で、コミュニティプラント普及率は 0.0%となります。

なお、中間年度の 2023 年度でコミュニティプラント人口は 23 人で、コミュニティプラント普及率は 0.0%となります。

(4) 大型合併処理浄化槽

本市では、新設の計画はなく、既存の施設は順次公共下水道に接続する計画です。

目標年度の 2027 年度において、大型合併処理浄化槽人口は 16,881 人となります。

なお、中間年度の 2023 年度で大型合併処理浄化槽人口は 23,367 人で、大型合併処理浄化槽普及率は 31.7%となります。

(5) 小型合併処理浄化槽

目標年度の 2027 年度において、小型合併処理浄化槽人口は 1,062 人で、小型合併処理浄化槽普及率は 1.5%となります。

なお、中間年度の 2023 年度で小型合併処理浄化槽人口は 1,125 人で、小型合併処理浄

化槽普及率は 1.5%となります。

(6) 生活排水処理率

公共下水道や合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が行われている割合（生活排水処理率）は、目標年度の 2027 年度で 97.1%、中間年度の 2023 年度で 97.0%となります。

2. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者で行っています。

収集した、し尿及び浄化槽汚泥は、伊賀南部環境衛生組合が所管するし尿処理施設（伊賀南部浄化センター）で処理を行っています。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は年々減少しており、平成28年度においては、34,077kℓ（表3.3.1、P8参照）となっています。総発生量に占める浄化槽汚泥の混入率は、平成28年度で91.4%となっています。

2) し尿及び浄化槽汚泥の発生予測量

生活排水の処理形態内訳に基づいたし尿及び浄化槽汚泥の発生予測量は、表4.2.1のとおりです。

表4.2.1 し尿及び浄化槽汚泥の発生予測量 (単位：kℓ/日)

	平成28年度 (2016年度)	中間年度 (2023年度)	目標年度 (2027年度)
し尿	8.0	4.2	3.9
単独処理浄化槽汚泥	3.6	2.2	2.1
合併処理浄化槽汚泥	81.9	44.9	35.8
大型合併処理浄化槽汚泥	50.4	29.0	20.9
小型合併処理浄化槽汚泥	19.7	3.3	3.1
コミュニティプラント汚泥	0.1	0.1	0.1
農業集落排水施設汚泥	11.7	12.5	11.7
合計	93.5	51.3	41.8

3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道の整備や、人口減少により減少傾向で推移していくものの、なお一定量の発生が見込まれます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている伊賀南部浄化センターは、施設供用開始から約30年が経過し、老朽化が進んでいることに併せ、発生量が大きく減少することが予測されるため、効率的な運営が必要となってきました。

そこで、発生量に見合う施設に更新することが必要となりますが、従来型のし尿処理施設を本市単独で整備することは、新たな施設用地を確保する必要があることや国からの財政支援も得られないことから財政的にもかなりの負担を伴います。

そこで、国からの財政支援を得られ、将来にわたって効率的で安定した生活排水処理が行えるよう、共通する処理工程がある公共下水道施設を利用して共同で施設整備を行う「下水道広域化推進総合事業」を計画します。

この計画は、公共下水道の終末処理施設に、共同処理施設を下水道事業として整備を行い、公共下水道と共同で処理を行おうとするものです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理体系（計画）は図 4.2.1 のとおりです。

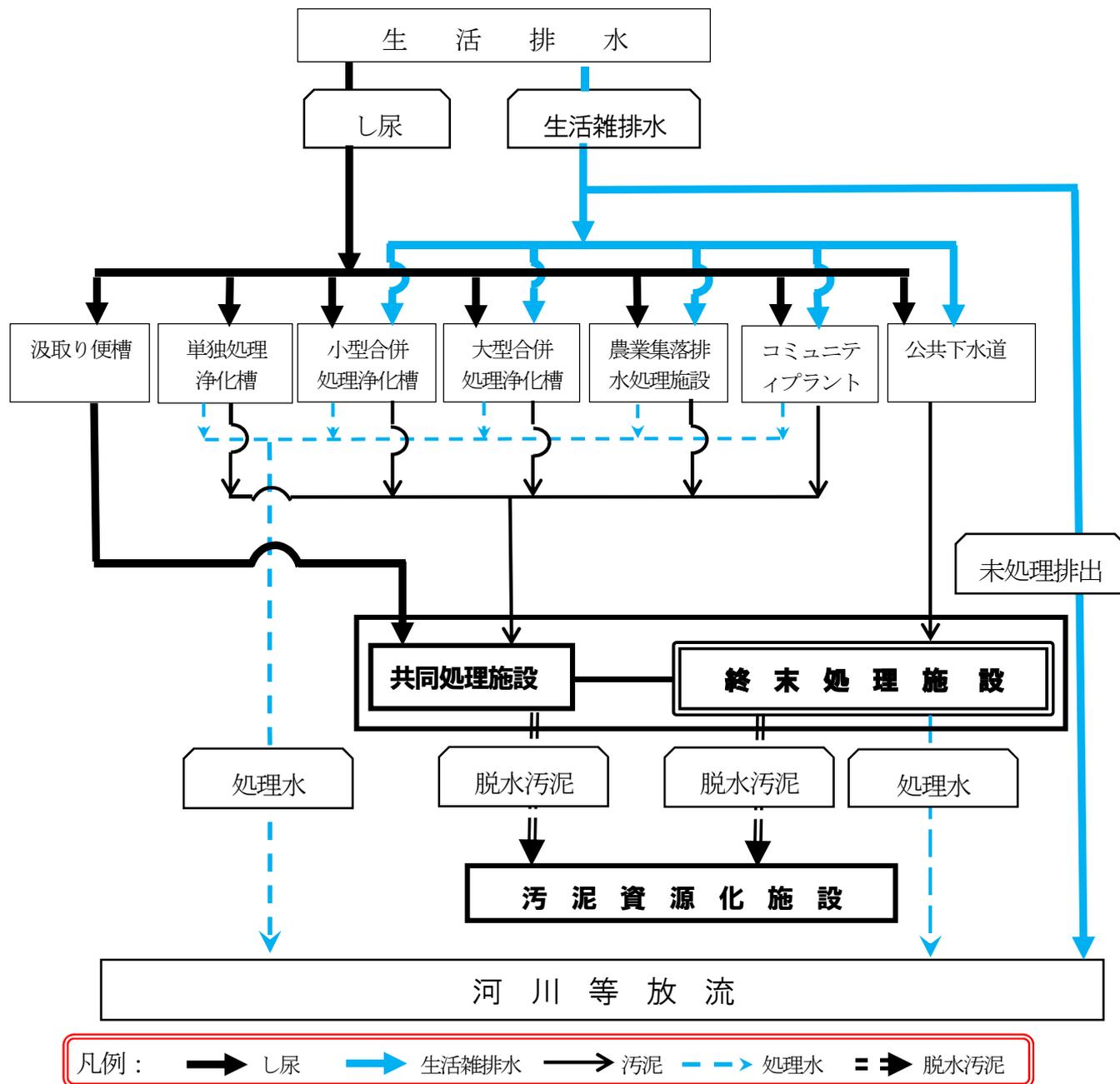


図 4.2.1 し尿・浄化槽汚泥の処理体系（計画）

(1) 収集運搬計画

①収集運搬計画に関する目標

市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥等を、迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

②収集区域の範囲

市内全域を収集対象区域とします。

③収集運搬の方法及び量

(ア) 収集運搬の実施体制

収集運搬については、許可業者により行うものとします。収集したし尿及び浄化槽汚泥等は処理施設に搬入します。なお、収集運搬にあたっては、し尿、浄化槽汚泥等、発生源の異なるものを混載しないこととします。

(イ) 収集運搬機材

収集運搬車両による収集運搬とします。

(ウ) 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥等の収集は、市民、事業者等の申し込みにより行います。

(エ) 施設搬入時間

施設への搬入時間は、施設で定められた日時とします。

(オ) 収集運搬対象物

市内で収集したし尿及び浄化槽汚泥等（合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥及びコミュニティプラント汚泥）の全量とします。

(2) 中間処理計画

①中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の質的・量的な変動に十分対応できる中間処理施設を整備し、適正処理を図るものとします。

②中間処理の方法及び量

(ア) 中間処理対象物

市内で収集したし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥、及びコミュニティプラント汚泥とします。

(イ) 処理方法

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥及びコミュニティプラント汚泥は、処理施設で適正に処理を行います。処理汚泥は場外搬出としますが、資源化による再生利用に努めるものとします。

(ウ) 中間処理量

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥及びコミュニティプラント汚泥の全量とします。

月最大変動係数を考慮した将来のし尿及び浄化槽汚泥等の処理量予測は、表4.2.2のとおりです。

(エ) 中間処理施設

現在のし尿処理施設（伊賀南部浄化センター）での処理は新たに共同処理施設での受け入れが開始するまでとし、以降はこの施設で受け入れたものを公共下水道終末処理施設等で適正に処理を行うこととします。

また、処理汚泥については、適切に処理を再生することができる民間事業者等の汚泥資源化施設を利用するものとします。

表4.2.2 将来のし尿及び浄化槽汚泥等の発生量予測

(単位：kℓ/日)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
し尿	7.4	6.7	6.0	5.4	4.8	4.2	4.1	4.0	4.0	3.9
単独処理浄化槽汚泥量	3.6	3.4	3.1	2.9	2.5	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
大型合併処理浄化槽汚泥量	44.4	43.8	43.3	29.8	29.4	29.0	21.6	21.4	21.2	20.9
小型合併浄化槽汚泥量	6.1	5.4	4.7	4.3	3.8	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1
コミュニティプラント汚泥量	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
農業集落排水施設汚泥量	13.6	13.5	13.3	13.0	12.8	12.5	12.2	12.0	11.9	11.7
排出量合計	75.2	72.9	70.5	55.5	53.4	51.3	43.4	42.8	42.4	41.8
計画処理量	88.0	85.3	82.5	64.9	62.5	60.0	50.8	50.1	49.6	48.9

③ 運転管理主体

し尿処理施設の運転及び管理主体は、伊賀南部環境衛生組合とします。

下水道終末処理施設及び新たに設置される共同処理施設の運転及び管理主体は、本市とします。

汚泥資源化施設の運転及び管理主体は、民間事業者等とします。

3. 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市における生活排水処理施設の整備計画は、表4.3.1のとおりです。

表4.3.1 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設名称	整備計画の概要
公共下水道	<p>公共下水道 中央処理区 終末処理施設：名張市中央浄化センター 全体計画 目標年次：2025年 整備面積：1,286ha 計画人口：44,340人 計画汚水量：25,000m³/日 事業取得 目標年次：2020年 整備面積：805ha 計画人口：28,060人 計画汚水量：15,100m³/日 当初事業認可：平成11年2月10日 一部供用開始：平成18年3月31日 変更事業認可：平成29年10月10日</p>
合併処理浄化槽	<p>「名張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、合併処理浄化槽設置を推進 施行開始：平成2年4月1日 対象地域：下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、住宅地の中の汚水処理場の利用が計画されている区域、農業集落排水事業の事業採択された処理区域、浄化槽市町村整備推進事業の事業採択された処理区域を除いた市内全域 対象浄化槽：処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽 補助限度額：5～10人槽：150,000円、11～50人槽：高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合に限る150,000円</p> <p>「浄化槽市町村整備推進事業」による市町村設置型の合併処理浄化槽設置を推進 施行開始：平成20年度 対象地域：浄化槽市町村整備推進事業の事業採択された処理区域</p>
共同処理施設	<p>下水道広域化推進総合事業により、し尿受入施設と汚泥処理施設を整備 対象地域：市内全域</p>

4. その他

市域における公共用水域の水質悪化の一因として、各家庭や事業場等からの未処理での排水があげられます。

快適な環境づくりのために、公共下水道整備など生活排水対策を総合的に実践していくためには、市民、事業者、行政が協働して取り組む必要があります。

<市民が日常生活で日頃から実施すべきこと>

- (1) 調理くずや廃食油などを排水溝に流さない。特に廃食油は資源として排出します。
- (2) 台所の流し台にストレーナー、水切りネットなどを設置します。
- (3) 洗剤の適正利用に努めます。
- (4) 浄化槽の法定管理の徹底を行います。
- (5) 水路、溝などの清掃、しゅんせつに努めます。

<事業者が事業活動で日頃から実施すべきこと>

- (1) 水質汚濁の原因となる物質や原材料の使用にあたっては、十分配慮します。
- (2) 排水処理施設の適正管理と産業廃棄物の適正処理を行います。
- (3) 工場、事業場周辺の河川や水路の清掃に努めます。
- (4) 事業所内の環境啓発や環境教育を充実し、管理システムなどを徹底します。
- (5) 生活排水や事業活動に伴う排水が未処理の場合は、合併処理浄化槽等の整備を進めます。

<行政が実施すべきこと>

- (1) 浄化槽の維持管理の方法について啓発し、定期的な保守点検、清掃及び検査を行うよう啓発及び指導します。
- (2) 合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置・維持管理に対する補助金などを啓発し、普及を図ります。

名張市一般廃棄物処理基本計画
(生活排水編)

平成 31 年 3 月 発行

名張市地域環境部環境対策室
名張市鴻之台 1 番町 1 番地

電 話 0595-63-7496

F A X 0595-63-4677

e-mail kankyo@city.nabari.mie.jp